

○経済産業省告示第六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、令和六年二月一日から施行する。

令和六年一月二十五日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は	輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は

、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。

一～三十 「略」

三十一 ペルフルオロ（ヘキサ）―スルホン酸（別名PFHS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩

三十二 「略」

、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。

一～三十 「略」

「新設」

三十一 「略」

備考 表中の「」は注記である。

# 経 済 産 業 省

20240110貿局第2号  
輸出注意事項2024第1号  
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年1月25日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年2月1日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後	現 行																														
<p>1～6 (略)</p> <p>別紙第1</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>別紙第1</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 675 490 762">化学物質の名称</th> <th data-bbox="495 675 866 762">CAS番号 (例示)</th> <th data-bbox="871 675 1093 762">POPs 条約対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 766 490 820">(1)～(9) (略)</td> <td data-bbox="495 766 866 820">(略)</td> <td data-bbox="871 766 1093 820">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 823 490 1070">(10) N, N' <u>ジ</u>トリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン</td> <td data-bbox="495 823 866 1070"></td> <td data-bbox="871 823 1093 1070"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1074 490 1128">(11)～(34) (略)</td> <td data-bbox="495 1074 866 1128">(略)</td> <td data-bbox="871 1074 1093 1128">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1131 490 1450">(35) <u>ペルフルオロ(ヘキサ-</u> <u>1-スルホン酸)</u> (別名PF <u>HxS)</u> 若しくは<u>ペルフルオ</u> <u>ロ(アルカンスルホン酸)</u> (構 <u>造が分枝であって、炭素数が</u> <u>6のものに限る。)</u> 又はこれ <u>らの塩</u></td> <td data-bbox="495 1131 866 1450">355-46-4 3871-99-6 55120-77-9 68259-08-5 70225-16-0 82382-12-5 68391-09-3 93572-72-6</td> <td data-bbox="871 1131 1093 1450">○</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象	(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(10) N, N' <u>ジ</u> トリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン			(11)～(34) (略)	(略)	(略)	(35) <u>ペルフルオロ(ヘキサ-</u> <u>1-スルホン酸)</u> (別名PF <u>HxS)</u> 若しくは <u>ペルフルオ</u> <u>ロ(アルカンスルホン酸)</u> (構 <u>造が分枝であって、炭素数が</u> <u>6のものに限る。)</u> 又はこれ <u>らの塩</u>	355-46-4 3871-99-6 55120-77-9 68259-08-5 70225-16-0 82382-12-5 68391-09-3 93572-72-6	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 675 1534 762">化学物質の名称</th> <th data-bbox="1538 675 1910 762">CAS番号 (例示)</th> <th data-bbox="1915 675 2136 762">POPs 条約対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 766 1534 820">(1)～(9) (略)</td> <td data-bbox="1538 766 1910 820">(略)</td> <td data-bbox="1915 766 2136 820">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 823 1534 1070">(10) N, N' <u>ジ</u>トリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン</td> <td data-bbox="1538 823 1910 1070"></td> <td data-bbox="1915 823 2136 1070"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1074 1534 1128">(11)～(34) (略)</td> <td data-bbox="1538 1074 1910 1128">(略)</td> <td data-bbox="1915 1074 2136 1128">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1131 1534 1450">(新設)</td> <td data-bbox="1538 1131 1910 1450">(新設)</td> <td data-bbox="1915 1131 2136 1450">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象	(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(10) N, N' <u>ジ</u> トリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン			(11)～(34) (略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象																													
(1)～(9) (略)	(略)	(略)																													
(10) N, N' <u>ジ</u> トリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン																															
(11)～(34) (略)	(略)	(略)																													
(35) <u>ペルフルオロ(ヘキサ-</u> <u>1-スルホン酸)</u> (別名PF <u>HxS)</u> 若しくは <u>ペルフルオ</u> <u>ロ(アルカンスルホン酸)</u> (構 <u>造が分枝であって、炭素数が</u> <u>6のものに限る。)</u> 又はこれ <u>らの塩</u>	355-46-4 3871-99-6 55120-77-9 68259-08-5 70225-16-0 82382-12-5 68391-09-3 93572-72-6	○																													
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象																													
(1)～(9) (略)	(略)	(略)																													
(10) N, N' <u>ジ</u> トリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン																															
(11)～(34) (略)	(略)	(略)																													
(新設)	(新設)	(新設)																													

別紙第2 (略)

別紙第2 (略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
33・35	(略)	(略)	33・35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン、2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター-ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromoビフェニル、テトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニルエーテル、ヘキサブromoジフェニルエーテル、ヘプタブromoジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブromoシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン、2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター-ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromoビフェニル、テトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニルエーテル、ヘキサブromoジフェニルエーテル、ヘプタブromoジフェニルエーテル、エンドスルファン <u>又はベンゾエピン</u> 、ヘキサブromoシクロドデカン、ペンタクロロフェノール

	<p>はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA又はその塩、<u>ペルフルオロ（ヘキサノールスルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤</u></p> <p>(略)</p> <p>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が<u>2</u>以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。 ①～③ (略)</p> <p>アルドリン<u>及び</u>DDTが使用されている以下の製品を含む。 ①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。 ①～④ (略) ⑤ メッキ用の表面処理剤 <u>及び</u>その調製添加剤 ⑥～⑫ (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>ペルフルオロ（ヘキサノールスルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</u></p>		<p>又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA又はその塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤</p> <p>(略)</p> <p>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が<u>二</u>以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。 ①～③ (略)</p> <p>アルドリン<u>又は</u>DDTが使用されている以下の製品を含む。 ①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。 ①～④ (略) ⑤ メッキ用の表面処理剤 <u>又は</u>その調製添加剤 ⑥～⑫ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	---

		<p>① <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</u></p> <p>② <u>金属の加工に使用するエッチング剤</u></p> <p>③ <u>半導体の製造に使用するエッチング剤</u></p> <p>④ <u>メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤</u></p> <p>⑤ <u>半導体の製造に使用する反射防止剤</u></p> <p>⑥ <u>半導体用のレジスト</u></p> <p>⑦ <u>はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤</u></p> <p>⑧ <u>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</u></p> <p>⑨ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</u></p> <p>⑩ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</u></p>				
35の4～43	(略)	(略)	35の4～43	(略)	(略)	
(6)～(9) (略)		(6)～(9) (略)				



# 経 済 産 業 省

20240129貿局第3号  
輸出注意事項2024第3号  
経済産業省貿易経済協力局

「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」（令和6年1月25日付け輸出注意事項2024第1号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年1月30日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」の一部改正について

「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」（令和6年1月25日付け輸出注意事項2024第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」の一部改正規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」(令和6年1月25日付け20240110貿局第2号・輸出注意事項2024第1号)

改正後	現 行
<p>「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。</p> <p><u>附 則</u> この通達は、令和6年2月1日から施行する。ただし、別紙2のうち、2-1-1(5)の表の35の3の項の「<u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質</u>」の解釈の左欄にかかる改正規定については、令和6年6月1日から施行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年2月1日から施行する。</p> <p>(以下略)</p>